

PT・OT・STに直接応募される新卒者に対する 優遇措置について

1.見学・面接を受ける際の交通費一部補助

東京、神奈川、千葉、埼玉の居住地区以外の方に対して、面接および見学に来る際にかかる往復交通費の一部補助(面接の場合:上限2万円、見学の場合:上限1万円)を新卒者に対して行います(後日、銀行振込とします。但し手数料は本人負担)。

2.就職決定後の一時金

新卒者に対して「貸付金」として支給し支給月から11ヵ月を経過した月の翌月に債務免除する方式で行います。
(入職月10万円、入職月から11ヵ月を経過した月の翌月10万円)

3.入職転居家賃補助制度

新卒者に対して一人暮らしで転居して当院に就職する方に対して、就職後2年間は、通常の住宅手当を増額し家賃補助を行います。一時金と同様に「貸付金」として支給し支給月から11ヵ月を経過した月の翌月に債務免除する方式で行います。(1年目:2万円/月 2年目:1万円/月)